

地方のインフラの総合的整備① (下水道(最適化・広域化・PFI))

・社会資本整備総合交付金

令和2年11月14日(土)

内閣官房行政改革推進本部事務局

説明資料

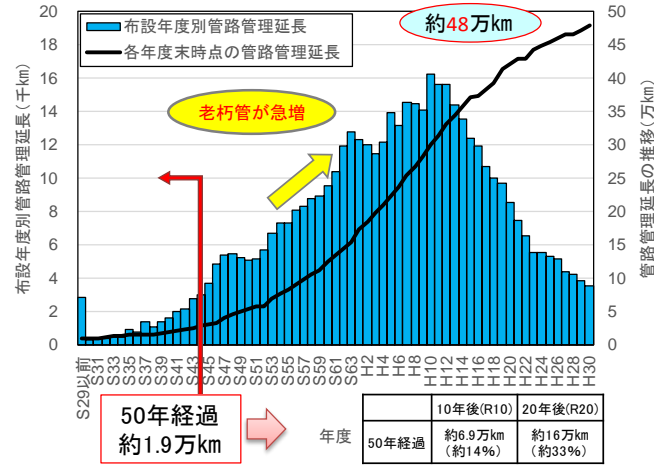
「人口減少下における維持管理時代の下水道経営のあり方検討会」(令和2年7月) 報告書概要

※新型コロナウイルス感染症対策を含む公衆衛生確保の観点からも下水道の機能確保は極めて重要であり、以下に示す人口減少や老朽化などの厳しい課題を抱える下水道事業の持続性向上のため、徹底した経営努力等に取り組むことが必要となっている。

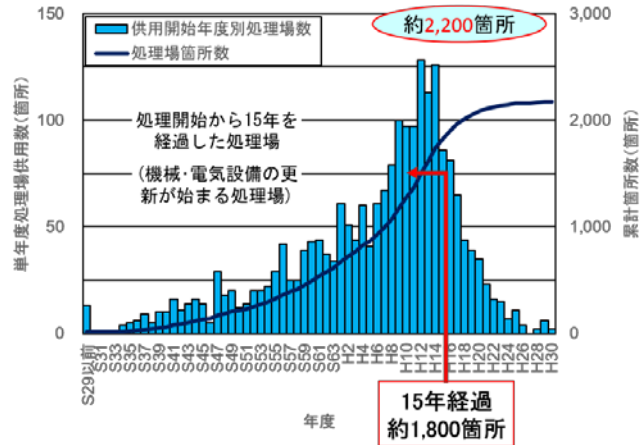
1. 下水道事業を取り巻く現状

○ 施設・設備の老朽化の進行に伴い、今後、維持管理・更新費は増大する見込み

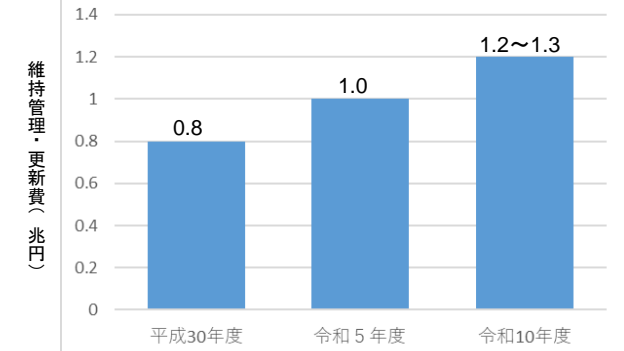
管路の年度別整備延長(H30末)



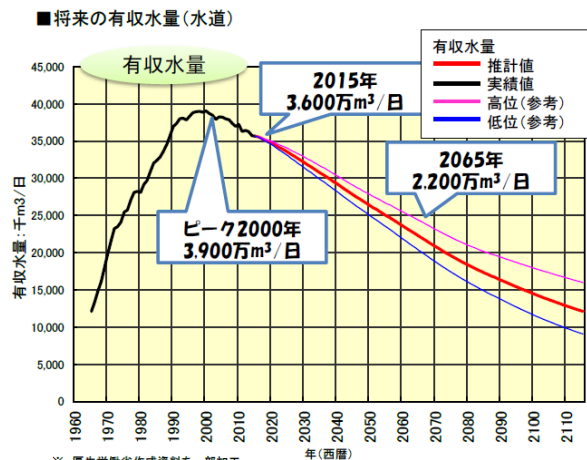
処理場の年度別供用箇所数(H30末)



【維持管理・更新費の将来推計】

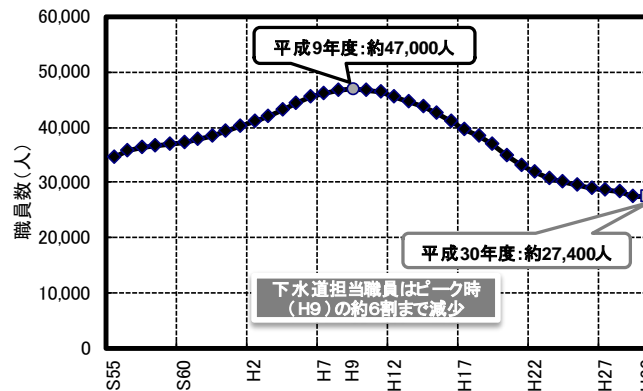


○ 有収水量は減少していく見通し



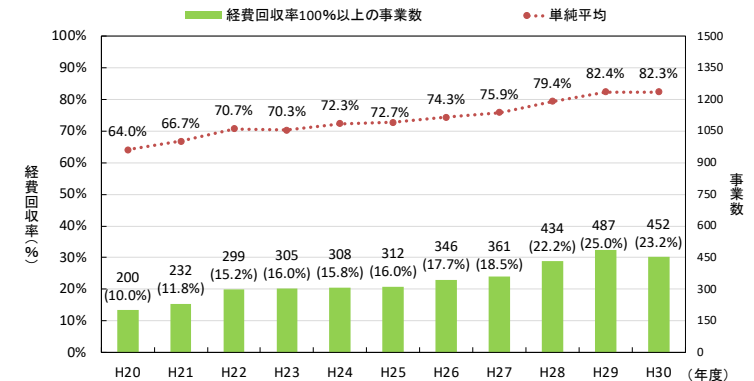
※厚生労働省作成資料を一部加工 (出典)「下水道財政の在り方に関する研究会」(総務省)資料

○ 担当職員はピークの6割まで減少



(出典)「地方公共団体定員管理調査結果」(総務省)

○ 3/4の事業で、汚水処理原価が使用料単価を上回る「原価割れ」の状態



出典:「地方公営企業年鑑」(総務省)をもとに作成
 ※公共下水道事業(特種、特公を含む)を対象としている。
 ※平成26年度以降の経費回収率は、補助金等を財源とした償却資産に係る減価償却費等を控除している。
 ※グラフ中、経費回収率100%以上の団体数の()内の数字は、全事業数における割合を示している。

人口減少等を踏まえた下水道計画区域の見直し

○国土交通省では、人口減少や厳しい財政状況を踏まえ、関係省庁と連携し、平成26年1月に都道府県構想¹⁾の見直しを全都道府県に要請。

○これを受け、令和2年3月末までにすべての都道府県²⁾において見直しが完了。

※1) 都道府県構想: 下水道、農業集落排水、合併浄化槽等それぞれの特性、経済性等を総合的に勘案し、地域の実情に応じた効率的かつ適正な整備手法を選定して作成する汚水処理施設整備の計画、都道府県が市町村と連携して作成。

※2) 福島県については、東日本大震災の影響により調査不能な町村を除いて作成。

汚水処理施設の統廃合(イメージ)

現況



汚水処理集約化のイメージ

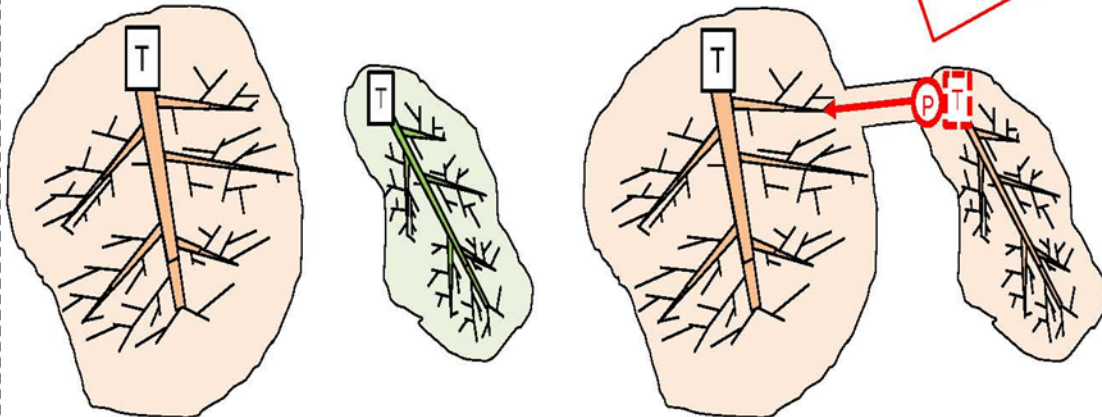
T: 処理場

P: ポンプ場

公共下水道

農業集落排水施設

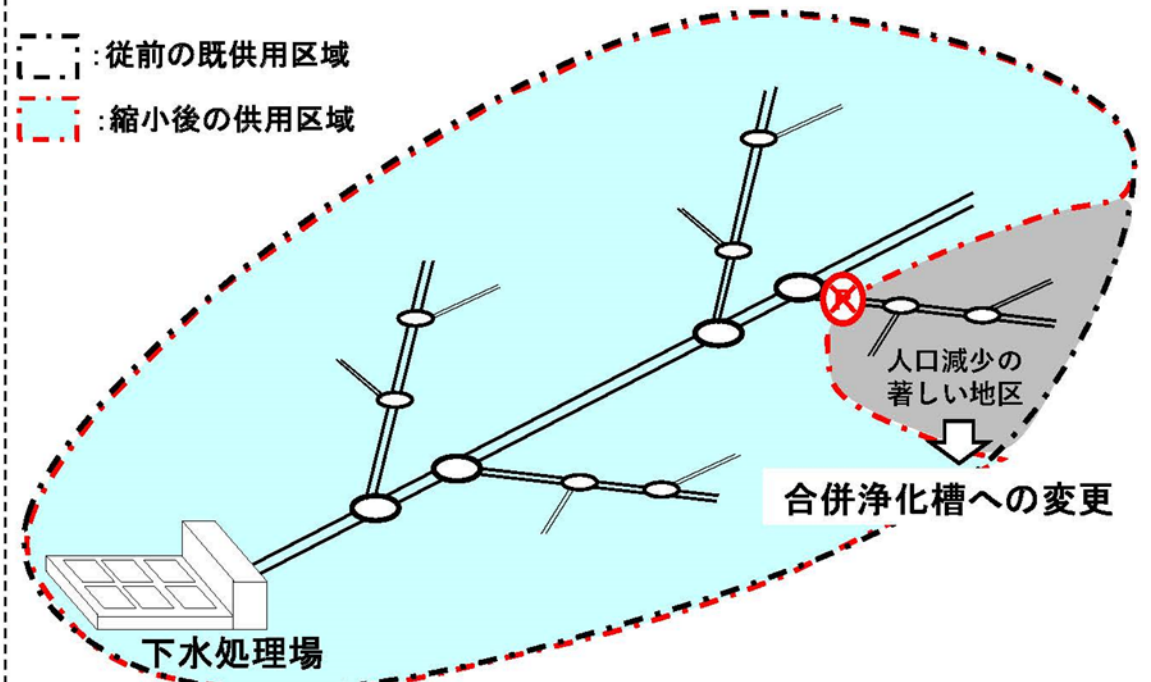
農業集落排水施設の統廃合



著しい人口減少区域の合併浄化槽への変更(イメージ)

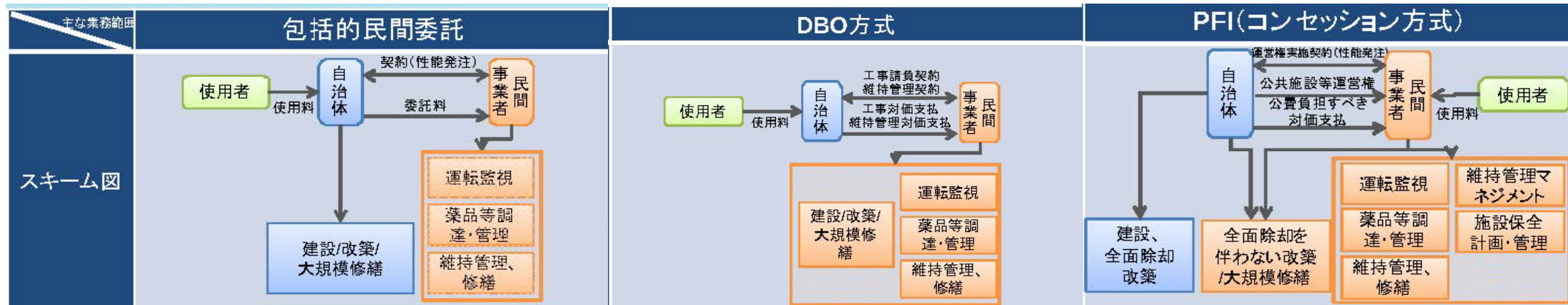
---: 従前の既供用区域

---: 縮小後の供用区域



PPP/PFI手法の分類（契約方式の観点から）

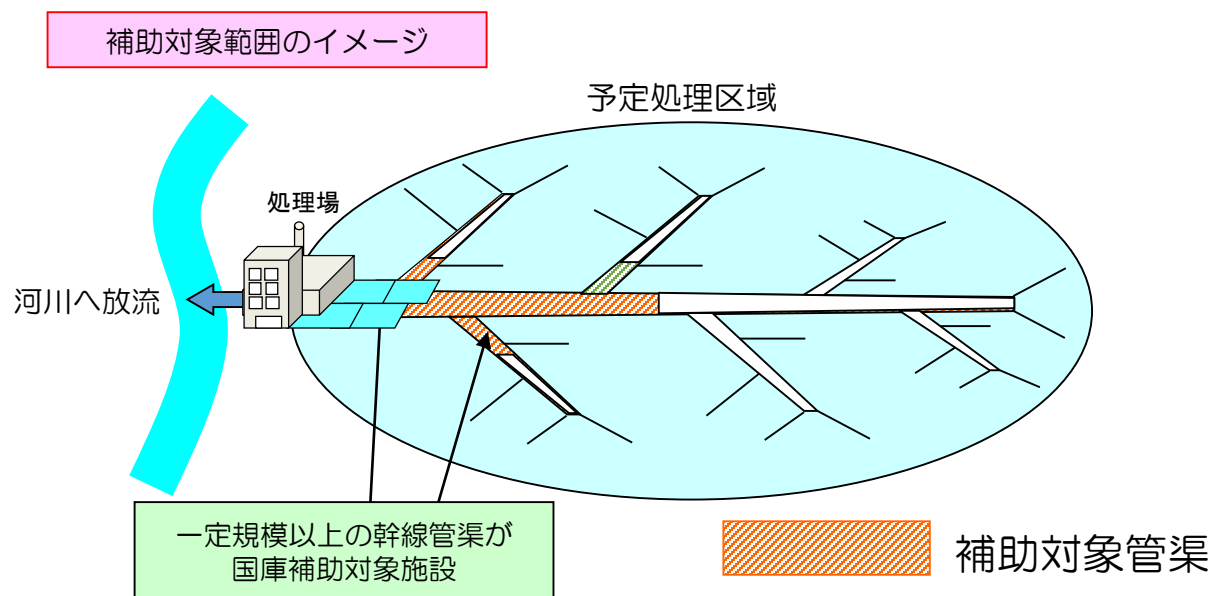
主な業務範囲 形態	施設の維持管理	維持管理＋改築	新設＋維持管理
PPP	○包括的民間委託	○DBO方式 (Design-Build-Operate方式)	
PFI	○PFI(公共施設等運営権(コンセッション)方式)		[✓収益施設の併設 ✓施設空間の有効活用 等を含む]
	運営権に基づく運営事業からは、「建設」及び「施設の全面除却を伴う再整備」は除外される。（「内閣府公共施設等運営権及び公共施設等運営事業に関するガイドライン」）		



下水道の国庫補助対象

○下水道の補助対象は、下水道法施行令において「主要な管渠及び終末処理場並びにこれらの施設を補完するポンプ施設その他の主要な補完施設の設置又は改築に要する費用」と規定。

○主要な管渠の範囲は、市町村の規模ごとに、雨水に係る管渠の場合、その口径と受け持つ下水排除面積の大きさ、汚水に係る管渠の場合、その口径と下水排除量の大きさに基づいて設定。



補助率（下水道法施行令24条の2）

- 管渠1/2、処理場1/2又は5.5/10

主な論点

- 令和2年3月末までに見直しが完了した都道府県構想では、将来の人口減少等を見据えて、汚水処理施設の統廃合や合併浄化槽への変更等の最適化の徹底により事業の効率化がなされるのか。過去行われた見直しと比較して十分なものとなっているか。
- 下水道における過去のPPP/PFI事業において、包括的民間委託も含めてどの程度の事業費の削減効果があったのか。
- 原則、下水道使用料で賄うべき対象経費に一般会計が充当される「原価割れ」が生じている状況を踏まえ、広域化・共同化、PFI導入やICT活用等による経営効率化、適正な下水道使用料の設定等、下水道事業の持続性向上のための地方の取組に対して、国が果たすべき役割を十分果たしているのか。
- 経済効果の発現や民間投資の誘発が念頭におかれている社会資本整備総合交付金の中で、機能向上や広域化を伴わない単なる老朽化対策としての単純改築を行うことは適当なのか。また、自治体における効果的な管渠の維持管理を促す観点から、汚水の老朽管の改築に対し新規設置と同様の国庫補助を行うことは適切なのか。